

---

# 過去と現在を結びつける「絆」

## ——内モンゴル牧畜業地域におけるソルコ制をめぐる——

高明潔  
〈愛知大学〉

### 要 旨

本稿は、内モンゴル牧畜業地域における牧畜業的生産方式である「ソルコ制」の様相とその変容を、時代の流れに沿って逐次提示することを通して、「ソルコ制」がもつ社会的協力システムの性質を提示し、その性質と、内モンゴル牧畜業地域の過去と現在を結びつける「絆」との関連を明らかにすることを目的とするものである。

**キーワード** 牧畜業、牧畜業的生産方式、ソルコ制、「三不・兩利政策」、社会的協力システム

### はじめに

#### 1. 本稿の目的

本稿は、内モンゴル牧畜業地域における牧畜業的生産方式である「ソルコ制」の様相とその変容を、時代の流れに沿って逐次提示することを通して、「ソルコ制」がもつ社会的協力システムの性質を提示し、その性質と、内モンゴル牧畜業地域の過去と現在を結びつける「絆」との関連を明らかにすることを目的とする。

本稿のモデルとしたA地域は、内モンゴル中部に位置するシリングル盟（内地の地区に当たる行政区画及びその区画を管轄する行政機関を指し、いつかの県レベルの旗や県が含まれる）の政府所在地であるX市（いくつかの郷や鎮〈50年代以降の人民公社〉を含む）に属し、その地理的位置は後付の地図に示す。

清時代、A地域の南部・西部・北部は「アバガ部」（アバガ-Abagha 叔父の意味）の一部である「Aソム」の管轄範囲であった。また東部は「ホチト部」（ホチト-Khochit：古老の意味）の一部であった。1945年後半、ホチト部の大部分が当時のモンゴル国に吸収された後、残った人々とその領地の西部、すなわち現在のA地域の東部が、隣接している「Aソム」に併合された。それ以来、A地域は「Aソム」の一部としての歴史を歩んできている[注1]。

本稿では、A地域の「ソルコ制」の様相を1940年代半ば頃の状況を上限とし、それ以降の経過を時代の流れに沿って逐次提示していく。

#### 2. 本報告の分析の枠組みに関する定義

本稿は、A地域の変容を「牧畜業的生産関係」という分析の枠組みから見ることにしている。この枠組みを説明するには、関連の定義を示す必要があるため、それを下記にまとめておく。

##### (1) 牧畜業的生産関係

牧畜業(pastoralism)は、家畜・人間・自然という三者関係によって成り立つものである。牧

畜業では、家畜の需要に対応できる牧草や水という自然資源を求めることが、その生産活動の前提となる。そしてそれは、家畜（需要側）と自然資源（供給側）とを結びつける仲介者である牧畜民の経営（放牧）能力をもはかることになる。内モンゴル牧畜業地域における牧畜業も例外ではなく、このような三者間関係をめぐって展開してきたものである。

牧畜業における生産関係とは、生産過程において人間が相互にとり結ぶ社会的関係を指す。一般的には、このような生産関係は生産力の発展に対応して変化し、生産力と共に牧畜業的生産様式を規定している。

## （2）牧畜的家畜とその意味合い

家畜は、一般生物学的には、単に野生状態から何らかの形で人間の管理下におかれた状態へ移行した動物のことを指し、その分類は地域や生業方式によって定義が異なっている。西欧的なドメスティック・アニマルという語の借用によって定義づけることもあれば、中近東地域やアフリカのように細かく分類されている定義もある。いずれの分類においても、家畜には大別すると「牧畜的家畜」と「非牧畜的家畜」があると指摘されている[注2][梅棹1976；p85]。

このため、牧畜業的生産関係を理解するためには、牧畜的家畜がもつ意義を理解することが肝要である。というのは、人間＝牧畜民によって運営される牧畜業は、あくまでもその生産対象である「家畜」をめぐって展開されたものであるからである。したがって、家畜は財産であると同時に、この財産から政治的・社会的生産関係も派生するのである。いわば、農耕社会における農民の運命が土地と結びつくことと同様、牧畜民の運命は家畜の経営と結びつけられる。

本論文では、内モンゴル牧畜業地域における家畜の性格と、谷泰らの著作に集約されている牧畜的家畜の性格を下記のように整理しておく[注3]。

i) 牧畜的家畜は「鶏」や「豚」のような非牧畜的家畜とは異なって、餌を求めるため広い空間を必要とする。

ii) 家畜は、重要な生活資源をもたらす財産となる。

iii) 家畜は交換財として用いられる。

iv) 家畜は婚資とすることができる。

v) 家畜は他人に貸与することができる。

vi) 元の家畜への権利を確保するというかたち、或いは剰余部分の一部を取り分として確保するかたちで、政治的・社会的関係を確立する財としても利用されている。

vii) 家畜は動産であり、生産財であるばかりか、消費財でもある。

viii) 時とともに繁殖する家畜の社会的交換財、生産財、消費財としての利用され方には固有の論理があり、単なる財物の交換、生産、消費パターンとは異なる意味を社会に付与している。

A地域の家畜は牧畜的家畜に分類することができ、「マーラ(mal)」と呼ばれる。それはアトゥ(馬)、ウホロ(牛)、ホニ(羊)、ヤマ(ヤギ)、トモ(ラクダ)という五種類の家畜を示す総称である。五畜のうち、馬、牛、ラクダのことを「ボト・マーラ」(大畜)、羊、ヤギのことを「ボゲ・マーラ」(小畜)とそれぞれ示している。また、A地域は羊を中心とした遊牧型の牧畜業地域に分類されている。本稿では、A地域の家畜を全般的に「家畜」という用語で表記する。個別の家畜、つまり馬や羊などを示すときは、固有の用語で表記することにする。

## （3）牧畜業的生産方式

その一。一般的に、家畜を種類によって群に分け、それらを移動放牧（遊牧）する様式は、牧畜業におけるもっとも代表的な生産方式とされる。

すなわち、牧畜業という生産活動は、家畜の需要に対応できる良い牧草地や水を求めることが最低基準となるからである。ただし、それらの自然資源（良い牧草地や水）がいくら家畜の需要を満たすことができるとしても、その牧草地ばかりを利用してしまえば、その牧草地に牧草が生えなくなるという結果をもたらしてしまう。このため、牧畜民は長期間同じ牧草地ばかりを利用することをなるべく避け、遊牧や移動という方式を取るようになる。

その二。群れに分けられた家畜の放牧は、小規模の生産組織（家族や個人）による家畜業として経営される。これは下記の要因によるものである。

i) 家畜の群れを小規模にしか分けられないため。

上記に提示したように、牧草地の家畜への対応能力には制限があるため、牧草地の利用や管理の便のためにも、それぞれの家畜の群れはなるべく小規模なものに分けざるを得ない。A地域を例にとれば、50年代後期以降、A地域が集団化され、家畜が公有化された後においても、すべての家畜を一つの群れにして放牧することはなかった。これは、牧草地の家畜への対応能力という現実を踏まえたもので、「湯を換えて薬を換えない」と喩えられる、形式だけを変えて内容は変えないという牧畜業の規律によるものであった。

ii) 家畜の群れの混在を防ぐため、小規模の生産組織を構成せざるを得ない。

すなわち、小規模に分けられた家畜の管理には、せいぜい一人か二人程度しか必要とされない。また、それぞれの群れを混雑させないためには、家畜の管理も細分化（個人や家族単位により）し、分散的に行わなければならない。

こうした「群れ」を中心として営まれている牧畜業的生産方式は、世界中の牧畜業社会において共通のものであると認識されており、それぞれの固有用語にも反映されている[注3参照]。

内モンゴル牧畜業地域では、その牧畜的生産方式を示す言葉として、主に「ソルコ」という言葉が使われている。

「ソルコ - suluke」は、モンゴル語で家畜の「群れ」を指す用語である。しかしながら、自分が所有する家畜を「群れ」にし、他人にその取り扱いを任せる場合にも、この種の方式を「ソルコ」と呼ぶようになってきた。一般的には、ソルコは19世紀頃に登場してきたものであって、一般牧畜民において、家族或いは個人単位で、数多く家畜を持つ家族から、家畜の群れを預かり、その群れの放牧を請け負って労働報酬をもらう、という生産方式を示したとされている[注4]。

現在、内モンゴル牧畜業地域では、「家畜の群れを他人に請け負わせる」という生産方式を示す際、依然として「ソルコ」という語を用いてそれを示している。中国語の資料では、その当て字として「蘇魯克」と表現し、この種の経営方式は「放蘇魯克」と表現される。「放」は「放牧」や「請け負う」、「蘇魯克」は「群れ」の意味を指している。

本報告においては、定義上の混乱を避けるために、「ソルコ」という表記は専ら「群れ」、「ソルコ制」という表記は専ら「生産様式」を示すことにする。

## 一. A地域における1940年代～1950年代初期までのソルコ制

## 1. ソルコをめぐる生産関係の諸相

『シリングル盟畜牧誌』では、「当時、ソルコを一般牧畜民に任せたのは、主として数多くの家畜を持つ封建王公・貴族や大牧主であるが、なかにはある程度の家畜をもつが労働力が足りず、ソルコ方式を取る一般牧畜民もいた。ソルコの放牧を請け負った側のほとんどは、家畜がない、または少ない牧畜民である。また、ソルコの放牧を請け負った家族の中には、放牧者を雇用してソルコを放牧し、これを管理するケースもあった。このような家族は王公・貴族や大牧主らの親戚或いは富裕な牧畜民が多かった」[出所同注4]。

この記載によれば、1940年代末期におけるソルコ制の中には、家畜をソルコにして他の牧畜民家族に任せる方式と、放牧者を雇用し、家畜をソルコにして放牧させる、という二種の方式があったことが分かる。

また、この記載から、ソルコ制は、「数多く家畜を持つ封建王公・貴族や大牧主」と「一般牧畜民(平民)」という世襲的な社会的身分関係の間、及び貧富の差という経済的関係を持っていた一般牧畜民の間に展開されたことが読み取れる。

当時のA地域におけるソルコ制について、独自且つ詳細な記録はなかったが、現地調査で得た資料には下記のようなものがある。

### (1) B氏の回顧録に見たソルコ制

B氏(ブドバラ氏、以下B氏とする)は1941～45年まで、アバガ旗(部)の旗長であり、シリングル盟の副盟長でもあった。当時のA地域は彼の領地であるアバガ旗(部)に属したため、彼の家族が所有する家畜の放牧はアバガ部の領地で行われた[注5]。また、当時「Aソム」に包摂されていた当該地域の南部・北部・西部の領域、すなわち、本報告のモデルであるA地域は、B氏の娘の領地であった。

このB氏の家族における家畜経営の様相は下記の様であった。(文中のゴシック部は本論文筆者が付したものである)。

「1945年以前、我が家の家畜はととても多かった。馬3,000頭以上、ラクダ500頭、牛300頭、羊10,000頭以上いた。馬はそれぞれの色によって黒馬の群れ、白馬の群れ、黄色馬の群れ、乗用馬の群れというように四つの群れに分け、各群れは約500から600頭であった。その他の1,000頭あまりはソルコという形で、それぞれ牧民に任せて放牧した。

ラクダの大部分は家の近辺に放牧したが、そのうちの100頭あまりは牧民の家にソルコにした。牛の大部分も家の近辺に放牧し、2,000～3,000頭あまりの羊も家の近辺に放牧し、残ったものは全てソルコにして牧民に任せた。それらのソルコは皆牧民の意思によって牧民に任せたものであった。その報酬として、羊を放牧してくれた牧民らにその羊の群れから産出した一年分の羊毛を与えた。また毎年牧民に扱われた羊の群れの頭数を点検し、増加した分から彼らに報酬として少数を与えた[注6]。

現地の話者から提供されたデータと分散的に記載された記録によると、当時B氏の娘の領地であったAソムは、人口およそ400人あまり、240世帯前後であったという(Aソム約150世

帯、ホチト部約 90 世帯の推算による)。牧畜業の生産活動は、家族（世帯）単位と個人単位で行われ、その方式には三つの様相があった。

## (2) Aソムにおけるソルコ制の様相

### A. 「ノイン・ボール・アイマク」におけるソルコ制

1940 年代後半まで、A 地域では、「ソド・ノイン・ボール・アイマク」といものがあったという。モンゴル語では、通常「ノイン」は上層部（富裕者）、「ボール」は上層部に身をよせる人間（奴隷）を指し、「アイマク」は一族（親族集団-kinship group に当たる）を示す用語である。

「ソド」（仮名）は、B 氏の娘の夫の名前で、ノインは彼のことをいい、ボールはソド夫婦に身を寄せる貧困牧畜民のことをいう。ここから「ソド・ノイン・ボール・アイマク」と称されていた。当時、直接この「アイマク」とかかわりがあったのは約 40 人あまり、約 10 世帯であったが、臨時に雇われたものもいたという。その関係は下記のようなものであった[注 7]。

i) ソド夫婦は普段生産活動には参与せず、生活に関することだけに携わっていた。

ii) ソド夫婦に身を寄せてきた貧困牧畜民には、家族単位と個人の二種類があった。中には、世襲的 B 氏家族の「家奴」としてソド夫婦に奉仕してきた者もあれば、臨時にやってきた者もあり、いずれも「ソド・ノイン・ボール・アイマク」の「ボール」と称された。

iii) ソド夫婦は、個人の共用として或いは家族用として、その住居（パオ）や毎日の食事及び衣類、冬の放牧用の防寒用品などを提供した。食事の提供は、彼らの生活を考慮してのものであった。食事を用意するのは雑務を務めたボールであった。

iv) ボールに預けた家畜は、ソルコ（群れ）にしてソド夫婦の家の近辺に放牧させ、放牧者のことは「マラチン」と呼んだ。

通常「マラチン (Malqin)」は「放牧者」や「牧民」を指す用語である。「マラ」は「家畜」、「チン」は「者・人」の意味である。「ソド・ノイン・ボール・アイマク」において、この用語は主に男性の放牧者、及びそれらの仕事の役割分担を示すために用いられた。その生産活動と報酬に関しては下記のような事例があった。

当時、ソド夫婦には約 600 頭前後の馬、牛が約 80 頭から 100 頭、羊は約 2,000 頭から 3,000 頭がいたという。

馬は 200 頭ずつに分け、一群れごとに二人のマラチンに任せ、昼勤と夜勤に分けて輪番で放牧・管理させた。その報酬として、半年或いは一年間で一人毎に三才の仔馬一頭を得ることができた。彼らは報酬として得た馬をソドの馬群に混ぜ、一緒に管理した。（この事例の当事者 R 氏は、報酬として得た馬を上手く繁殖させ、1950 年代の中頃、すでに十数頭になっていたという。）

牛の放牧はマラチン二人を使い、昼勤と夜勤に分けて輪番で放牧・管理させた。年ごとの報酬は、皮コート一着、四才の牛一頭を分与した。分与された牛はマラチンの財産としてソドの牛群に混ぜ、一緒に放牧することができた。

羊を放牧する場合、200 頭ごとを一群れとし、マラチン二人で昼勤と夜勤に分けてそれを放牧し管理した。また、家族単位で扱うこともあった。

また、いずれの放牧においても、その補償率は 80-100% と定められ、自然災害によって発生

した損失のみを除き、その他の損失はマラチンが賠償した。

v) マラチンの他、ソド夫婦の家畜の生産物を加工する「サラチン - sulqin」と呼ばれる者もいた。

サラチンのもっぱら乳を搾り、乳製品を生産する者を指す。「サラ」は「乳」、「チン」は「搾る者」の意味である。「ソド・ノイン・ボール・アイマク」では、この用語は主に女性の仕事の役割分担を示した。

牛 80-100 頭ごとにサラチン二人を雇用し、その中の牝牛の乳を搾らせ、ソド家族からは毎日の食事、月に3元の現金、毎年布 28 尺が提供された。

また、場合によって、羊の乳や毛、二枚の衣服を作ることが可能な粗い生地 (12 メートル)、冬、春に羊皮 10 枚とフェルト靴一足などを報酬とした。

またこの他にも、ボールとしてソド夫婦のために雑務をしたり皮を加工したり、フェルトをつくったりした者もいたという。

### B. ソド夫婦の家畜を牧民の家に任せるソルコ制

個人牧畜民の一部に対してソド夫婦が採用したソルコ制について、それらの共通点を記録に基づき下記にまとめる。

i) 基本的に、ソド夫婦が預ける家畜の頭数は、請け負う家族の人手に応じたものとなる。一人に対して通常 50-100 頭まで、二人の場合、200 - 400 頭までの家畜を請け負う側に扱わせた。

ii) 請け負う家族の取り分は、預けた家畜の頭数に応じて通常は 2 : 8 の比で決定された。

牛の場合、ソド夫婦が3年から5年の間に繁殖のできる適齢の牝牛を、放牧を請け負った家族に任せ、その間に生まれた仔牛の分与率は、ソド夫婦が 7-8 割、請け負う側が 2-3 割の比であった。また、4才以上の牝牛を請け負う場合、毎年牛ごとにソド夫婦に対して 1-2kg のバター、1.5-4kg のチーズ、幌馬車二台に載せる燃料用の牛の糞を納め、またその他の役務を負担しなければならなかった。

羊の群れを請け負った場合には、羊の生存率 97-98%、繁殖率は適齢牝羊の 80-85%を保証しなければならないとされた。分与率は繁殖した仔羊の数によって、2 : 8 或いは 3 : 7 の比でそれぞれ計算された。また、毎年羊 100 頭ごとにソド夫婦に羊毛フェルト一枚を納める。その他の羊を管理するための諸費用は、羊を請け負う家族が負担した。フェルトを作った残りの羊毛、及び乳製品に加工した際の余りの羊乳は請け負った家族の報酬とされた。また、羊が双仔を生んだときは、そのうちの一頭を貰える場合もあった。

### C. 一般牧畜民間のソルコ制

これは、前述の回顧録に記載された「家畜をソルコにして牧民に任せ、それらのソルコは皆牧民の意思によって任せたものであった」という方式から派生した生産関係である。1940年代後半におけるA地域の大部分の牧畜民は、この状態であったという。

すなわち、普通の牧畜民は家畜を「牧民の家にソルコにした」という請負生産方式によって、多かれ少なかれ命をもつ家畜という報酬を得ることができた。それらをうまく保全し繁殖させた上、自らの財産を蓄積することができた。その蓄積数の増加につれて、彼らをめぐって新しい生産関係が結ばれ、これが一般牧畜民間のソルコ制となったのである。

ただし、A地域における一般牧畜民の間に展開されたソルコ制は、数多く家畜を有し、一定の生活水準を確保でき、しかも牧場を自由に使用できる上層部と下層部との間のソルコ制とは異なり、つねに分裂と合併を繰り返すものであったという。したがって、1940年代後半におけるA地域の社会的生産関係は、はっきりとしたソド夫婦の家畜をめぐる関係のほか、一般の牧畜民の間ではそれに関する明確な記憶はなかったという。それは下記の要因によるものである。

i) ソルコ制と、そこから派生した雇用制とが重層的に循環する様相。

すなわち、一般の牧畜民はソド夫婦の家畜を請け負うことによって、報酬として得た家畜を繁殖させ、その数の増加に伴い裕福になったとしても、生計上の保障を求めたために、これまで通りに負け請ったソド夫婦の家畜を放牧し続ける。しかし、家畜数の増加に伴い人手不足の問題が生じてくると、彼らはその家畜の一部（その中には自身の所有する分と他の畜主が所有する分が含まれる）をまたソルコにして他の家族や個人に任せる、或いは個人（身を寄せてきた者も含む）を雇用し、それらに食と住を提供し、家の近辺に放牧させる、という方式が普通に用いられた。これによって、牧畜民間の関係には重層的様相が現われて来たわけである。

ii) 一般牧畜民の経済状態も常に変化していた。

i) の内容とも関連しているが、一般の牧畜民は自らの家畜数が増えるにつれて、自然と裕福な牧主（畜主）になっていった。しかし、牧畜業は自然環境への依存度が極めて高いため、家畜を保全する効果的な手段を講じきれず、自然災害が訪れた時及び水や牧草の供給に問題が生じた時には、家畜数の減少という損失や畜主に対する賠償を払いきれないという窮地に陥るしかなかった。そうなった場合、彼らはその時点での相対的裕福者に依存、つまりソルコを請け負うか、雇用されるかしかできなかつたということである。

このようなA地域における1940年代後期のソルコ制めぐる生産関係からは、以下のような性格を読み取ることができる。

第一に、身分制という点から見れば、上層部（ノインと呼ぶ）の所有した家畜の放牧は、全て下層部の一般牧畜民（自由平民・アルバットと呼ぶ）に任せられ、上層部は直接生産には関わらず、下層部の生産の成果を搾取したこと。

第二に、上層と下層の生産上の関係には、上層部の家畜を一般牧畜民に任せ「家の近辺に放牧する」方式と「家畜を牧民の家にソルコにした」という方式の二種類があったということ。

第三に、「ソド・ノイン・ボール・アイマク」という集団における生産方式や生産関係からは、この集団が一種の擬制的一族の性格をもつ共生的共同体（community）という意味合いをもち、その時代における福祉的な要素をも帯びていたことが読み取れる[注8]。

第四に、身分上の平民もボールと呼ばれたのは、彼らが生計上、上層に依存するほかなかったからであると考えられる。こうしたボールとノインの間には、世襲的身分制による搾取的关系もあれば、生計上の必要に応じた相互依存の要素もあったと読み取れる[注9]。

第五に、牧畜民の生産活動は自然環境の制限を受けざるを得ないという制限下に置かれ、各々の生産及び生計上の必要に応じて結ばれていた各生産関係は、常に分裂と合併を繰り返した。またその関係には一種の相互扶助的様相が含まれていたと読み取れる。

第六に、牧畜業は生命をもつ動産である家畜をめぐる展開されたもので、家畜の繁殖などによって、牧畜民の経済状態は不変のものとはなり得なかった。

## 2. 「三不・兩利」政策によるソルコ制の維持と改革

1947年の末、東北農村地域で「鬪地主・分田地」というスローガンのもと開始された「土地改革」は、1948年初期には「牧区民主改革」（以下「牧改」とする）という形で内モンゴル牧畜業地域にも広まった。A地域ではこの牧改において、以下のような混乱に陥った。

その一、裕福な牧畜民の出身階級の区分をめぐる混乱。

当時のA地域では、搾取階級とされたものはB氏の娘とその夫だけではなかった。当時、ちょうど多数の家畜をもつ富裕な牧畜民がソルコ制を取っていたことで、牧主にあたる「搾取階級」と見做され鬪争の対象となった。その一方、ソルコを請け負った牧畜民は財産のない階層として「被搾取階級」と区分された。

しかしながら、「搾取階級」と区分された裕福な牧畜民は、実際のところ身分上の上層部にあたるわけでもなければ、生まれながらの富裕者でもなく、せいぜい牧改が起こった時点で比較的多数の家畜を所有する畜主にすぎず、彼らが所有していた家畜の中には、彼らの所有分のみならず、ソルコによるソド夫婦所有の分もあった。

また、牧畜民間の搾取形態も、固定財である土地を有する農耕地域の「地主」の搾取形態とは異なっていた。彼らの関係は、食糧という消費対象をめぐったものではなく、家畜という再生産の性格をもつ対象をめぐって結ばれたものが多かった。しかも、それまでの彼らの関係は、家畜の増減によって常に変化してきたのであった。

階級論上においても、このような曖昧な規定がなされた裕福な牧畜民を鬪争の対象とし、その家畜を分割の対象とすることによって、一般牧畜民の共産党政権に対する不信感を必要以上に募ることとなった。当時の裕福な畜主や彼らに依存して身をよせていた個人牧畜民は大いに不安を抱き、その結果、そのうち三家族の裕福な牧畜民及び彼らに依存した者もあわせ、30名あまりの人がモンゴル国などに逃亡したのであった。

その二、牧改に対する強固な抵抗による衝突。

B氏の娘夫婦の家畜を分割しようとする場合、彼らの家畜はすでに長期に渡ってソルコにして一般の牧畜民に任せていた。そのため、それらのソルコを扱ってきた一般の牧畜民にとって、それらを再分割することは生活を保障する手段が失われてしまうことにほかならない。そのため、B氏の娘夫婦から請け負った家畜の保持を求め、再分割に反対し、牧改に対して強固な抵抗の姿勢を取り、牧改メンバーとの間に度々衝突が起こった。

その三、家畜の分割を非常に恐れていたため、家畜を大量に屠殺するなどの混乱が生じた。

動産である家畜を分割する場合、農耕地域における土地という不動産の分割と同じわけにはいかない。土地を殺すことはできないが、家畜ではそれが可能であるため、裕福な牧畜民の中には自分の家畜の分割を恐れるあまり、家畜を殺したり、売りに出したりする者もいた。

また、一般の牧畜民が放牧していたソルコには、B氏の娘夫婦の家畜もあれば、他の牧畜民の家畜或いは自らの所有する家畜（報酬としてもらった家畜を再生産したもの）もあった。B氏の娘夫婦が搾取階級であれば、その家畜は当然分割対象となる。しかし、これまで自らが請

け負った家畜を他人に分与することは、理解できず、非常に惜しい行為であり、結果的に無駄に請け負ったことになる家畜を殺したり、売ったりという現象も見られた。B氏の娘夫婦の場合、それらの家畜の一部は彼らに身を寄せた個人牧畜民に分割されたが、分割しきれなかった家畜を殺したり、再分割したりという事態も出現した。

こうしたシリングル盟を始めとする内モンゴル牧畜業地域に起こった混乱による、牧畜業地域の共産党政権への不信感、社会秩序の混乱、家畜の大量屠殺といった現象とそれに伴う家畜数の急激な減少という局面を収めるため、1948年7月30日、ハルビンで開催された内蒙古高級幹部会議において、内モンゴル自治政府（1947年5月成立）ウランフ主席は、内モンゴル遊牧地域では、「牧場の公有、放牧の自由」、「階級の不闘、不分、不劃」と「牧工、牧主の両利」（三不・両利政策）、そして民主改革の実施といった方針を適用し、『政府工作報告』を行うと公表した[注10]。

「三不・両利政策」において、「不闘」は家畜を所有する牧主を闘争対象としない、「不分」は牧場と牧主の財産を分割しない、「不劃」は遊牧地域の人々に対して階級を分けないことを指し、「両利」というのは、一般牧畜民にとっても豊かな牧主にとっても有利な政策を実施するということを指している。

A地域では、この三不・両利政策に基づき、ソルコ制を改善するために、以下のような改革を行った。

i) 従来の仔家畜を分与する際の牧主側に七、八割、請負側に二、三割というような分与制度は、牧主側に三、四割、牧工側に六、七割を分与するよう改めること。

ii) 家畜の生存保証率は昔の97-98%から94-95%に改めること。

これらの方針によって、牧主側の利益に著しい損失がもたらされることなく、牧工側の収益も昔より増えたため、牧工と牧主の間のバランスが上手く取れるようになり、混乱も収められた。

その後、内モンゴル自治政府は、三不・両利政策を基本方針とし、家畜の繁殖による内モンゴル経済発展の促進を唱導し、1951年1月、「自由放牧・増畜保畜」（自由に放牧し、家畜を増やして保障せよ）という政策も打ち出した。それ以来、「三不・両利」と「自由放牧・増畜保畜」という政策は、当時の内モンゴル牧畜業推進のための基本方針となった。

これら一連の政策に基づいて、一般の牧畜民が上層部のものとされていた牧場を自由に利用することができるようになった。当時A地域を含むシリングル盟地域では、これらの政策のもと、家畜増殖運動が速やかに展開された。

## 二. 1950-60年代における新しいソルコ制とその変容

### 1. 1950年代初期の新しい「ソルコ」制

1950年代初期になると、内モンゴル牧畜業地域では一定の社会的安定を保つことが可能となったが、家畜増殖という目標に達成するには、下記の実際的问题を改善しなければならなかった。

実際的问题とは、「はじめに」で触れられている「家畜・人間・自然」という三者関係のもとに牧畜業が成り立ち、そのすべては牧草や水といった自然資源が家畜の需要を満たすことがで

きるかどうかにかかっており、牧草や水の質は家畜の生存を保証するもっとも根本的な条件となる、ということである。そのため、牧草や水が家畜の需要を満たせない場合、或いは自然災害に抗する力がない場合、家畜の数は減少し、その結果、家畜の生産をめぐる形成された社会関係も崩壊することとなる。これについて、下記のような記述を引用してみよう。

「モンゴル草原の伝統的な遊牧生産方式によるかぎり、年間を通じての、また一日ごとの寒暖差の激しい内陸性乾燥季候という苛酷な自然条件と、膨大な畜群の数の保持とは、互いにぎりぎりの極限でせめぎ合っている。そして、壊滅的打撃を与える災害がおとずれる時期（とくに春の吹雪が恐ろしい）には、この極限のバランスが崩れてしまう。そういうとき、つまり、古来の遊牧生産方式が受容しうる災害の限界が突破されてしまうとき、家畜群は激減し、経済はたちまち崩壊してしまうのである。これと反対に、もし草原に何年も連続して災害が起こられないという保証があったとすれば、家畜群の再生産は徐々にではあれ、順調に進んで総数は増え、繁栄に直結するにちがいないのである。このような家畜群の消長の運命という現実を知ることは、多くの遊牧民族の興亡した歴史を身近なものとして理解する鍵となるだろう。」[注11張：1986；p24-25]

こうした自然に依存し、しかも自然の制限を受けざるを得ないA地域におけるソルコ制には、以下のような極めて不安定的な要素が含まれていた。

i) 家畜を他人に任せる側にとっては、一旦家畜が減少すると、収益も減少してしまう、収益減少の場合、当然家畜を放牧する者にも相応しい報酬を出せなくなり、その解決策として家畜の群れを委託先から回収するほかなかった。

ii) ソルコに依存する一般牧畜民にとっては、一度家畜が回収されると、それは彼らの生活を保障する唯一の手段が失われたことを意味した。

iii) また、ソルコに依存する一般の牧畜民、及び個人として雇用される牧畜民にとって、彼らに任された家畜はあくまでも他人のものであるから、万が一のことがあった場合、彼らは家畜の回収という苦境に陥るほかなかった。

こういった不安定な要因が現実に存在している限り、家畜を増やそうという目標の実現を、最低限必要な放牧活動にのみ従事する人々に期待することはできなかった。

このような消極的要素を改善するために、1953年シリングル盟では、三不・両利政策に基づき、新しい「ソルコ」制を考案し実行した。新しいソルコ制は、契約によって結ばれた生産関係であった。A地域における新しいソルコ制は下記のようなものであった。

新しいソルコ制は旗の政府部門が統一制定した「契約書」によって実行された。家畜を委託する側と家畜を請け負う側の双方は、この「契約書」に基づき、合意の上で契約を結んだ。契約書は三部を作り、契約の履行を監督する政府部門と契約者双方にそれぞれ一部ずつ保存される。契約は毎年更新しなければならず、契約の内容は以下の通りであった。

- ①契約期間は、通常最低三年間とする。
- ②家畜請負側の収入を増やすと同時に畜主の収益も保証する。
- ③家畜に損失があった際に、家畜請負側に賠償を求める場合、不公平な賠償を認めない。
- ④ソルコ（群れ）の実態に応じて、家畜請負側が畜産品（毛・乳・乳製品）のみならず、仔家畜をも得ることができる。

⑤家畜請負側に一定の労働保険用品を与える。

この契約内容には、家畜を請け負う側の利益の保証及び双方の契約関係が盛り込まれており、しかもその契約関係は政府部門の監督によって認定されていた。その後、A地域では、自己利益を重視した家畜や牧場の改良などの作業が進んでおり、家畜増殖の目標も達成されるようになった。かつての貧困ボールや貧しい牧畜民のほとんどが、この時点から安心して自らの家畜の群れを形成できるようになったという。

このため、その後、シリングル地域の家畜頭数は1947年の133.7万頭から、1952年の281.7万頭まで増え、210%まで増加したと統計された。

## 2. 新しいソルコ制から生まれた労働互助組

1955年になると、A地域では、それまでの三年契約の新しいソルコ制によって結ばれた生産関係が再分裂と再組織化を経るなかで、これを次第に「労働互助組」と呼ぶようになった。そのなかには、二つの様相が見て取れる。

### (1) 季節的な臨時互助組

この種の互助方式は、契約関係を結んだ牧畜民や家族が、契約相手先で人手が必要となる季節において、そこで生産活動を行うという様式であった。この種の互助関係は、人手の不足を解決するには、極めて効果的であった。当時のA地域では、この種の互助方式をもっていたのはほとんど個人牧畜民であったという。その一方、長期的関係ではなかったため、人手を長期的に確保しきれないという問題があった。ある個人牧畜民を長期留めるため、当時彼と契約関係を結んだある畜主は、彼に「君は私の二人の娘から嫁を選んで、私の家に留まってくれ」とさえ言ったという。

### (2) 群れを合併放牧する互助組

1953年に結ばれた契約関係をもつ、近辺に住む幾つかの家族、または十数家族から構成され、固定化された共同労働体であった。各自が所有する家畜を他の家族の家畜と合わせ、ラクダ、馬、牛及び羊(ヤギ)の群れを一つにまとめ、それらを輪番で放牧する。放牧し終えた後、それぞれの家畜を各畜主のところまで戻した。

この種の互助方式は家族単位における人手不足を改善するには非常に効果的であるし、また経験豊富なメンバーによる放牧は、牧畜民間の技術交流面においても相当な効果をもつとされた。さらに人手が足りず、臨時に放牧者を雇う場合、その報酬は互助組から均等に拠出した。

当時のA地域では、この種の互助方式が最も多かったという。1945年以降、東部ホチト部の90人あまりのほとんどは、ソド夫婦の「ノイン・ボール・アイマク」やソルコに依存していたが、その後、内部で親戚関係を結んで互助的生産活動を行うようになった。もう一方では、1940年代のソルコ制が、そのまま新しいソルコ制によって保証されたため、40年代にすでに形成されていたソルコ制関係は、1955年以降上述の形式で、その生産活動を拡大し、組織化されるようになってきた。

1956年以降になると、この種の群れを合併し放牧する方法は定式化され、その内部では一定の生産計画が立てられ、明確な分担役割もあり、収入からはある程度のボーナスを均等に得ることができた。1958年になると、これらは十二の互助組にまで発展した。

### 3. 人民公社化時代におけるソルコ製の複製品

1958年、内モンゴル牧畜地域は集団化の時代に入り、A地域は1958年末に、かつての「Aソム」から「A人民公社」に切り替わった。その内部では四つの生産大隊（イケ・ブリガード）が組織され、東部の従来のホチト部の人々が「第二生産大隊」、その他のアバガ部の人々がそれぞれ第一、第三、第四生産大隊に改編された。また、隊ごとに三つの「生産小隊」（バガ・ブリガード）が設けられ、「生産小隊」のほとんどは、その時点で組織されていた「群れを合併放牧する互助組」からなっていたという。A地域における人民公社化の様相は下記の通りであった。

#### （1）公有財産とされた家畜の入社

i) 個人が所有していた全家畜は、共有財産とされ、価格を付けられた。価格の基準は当時の市場価格より10-20%低めであり、これに基づき価格の総額が算出された。公社政府は毎年、一般牧畜民に対して算出された総価格の3%-5%、裕福な牧畜民に同1%-3%を、年末に家畜株の報酬としてボーナスを支給することによって還元した。

ii) 入社した家畜は種類によって群れを作り、それぞれの放牧を「生産小組」に任せた。生産小組は、三家族から五家族までで構成されたが、そのほとんどは「群れを合併放牧する互助組」によるものであった。

ii) 家畜以外の生産用具などの価格も計算され、集団所有とし、三年後に本人に返還するという措置を採用した。

#### （2）私有財産とされた「自留畜」の保留

自留畜とは、家畜を入社した後、牧畜民が自らの家畜を私有財産として留めることを言う。これは1959年初期に公布されていた内モンゴル自治区政府の『牧区人民公社の若干の問題に関する指示』によるものであった。

この指示は牧畜民の生産活動を確保するためには、その必要とする糧食も保証しなければならないという立場から出されたものであった。A地域の牧畜民は、出身地を問わず、各家族や個人牧畜民の現状に基づき、家畜総数の5-7%、家族人数が多い場合、同10%程度の自留畜を保留できた。大抵、乗用馬やラクダが1-2頭、乳製品を保証する牛が3-5頭、食用羊10-20頭ほどを保留したという。またこの政策では、一定の牝畜を確保でき、それらの増減は人民公社政府からの干渉を受けなかったため、自留畜の飼育体制は1968年秋まで確保できた。

自留畜は、各家族或いは個人牧畜民に任せられ、入社した家畜群と共にまとめて放牧されることもあれば、家族で扱うこともあった。

こうした家畜の所有形態に基づいて、A人民公社は、「三包一獎」という生産方式を採り入れていた。その具体的な様相は、下記の通りである。

「包工」：包は「請け負う」、「工」は生産資源となる家畜を指した。これはモンゴル語の「ソルコ」の集団化時代の漢語表現であるといえる。

すなわち、人民公社が所有した家畜は、それぞれの生産大隊に分割され、その放牧を請け負われる。生産大隊に請け負われた家畜は、それぞれの生産小隊に分割され、その放牧を請け負われる。生産小隊に請け負われた家畜群は、その後家族単位や個人単位で分割され請け負われる。つまりこれは、ソルコ制的な請負経営方式にほかならなかった。そして、最終的に家族

単位に委託された群れは、そのほとんどはかつて当該家族が所有し入社した家畜であった。ただし、分割された家畜群に対する処分権限は、小隊や大隊または公社にしかなかった。

「包産」：上記の「包工」の流れ、すなわち大隊・小隊・小組・家族・個人という各レベルの生産単位が請け負った家畜群の生産量・生存率を保証することをいう。

「包費用」：大隊・小隊・小組・家族・個人という各レベルの生産単位が、家畜を管理するための費用を負担することを指す。

「一奨」：請け負った家畜の生存率が規定値を越えたケースに対する、上部部門からの奨励制度を指す。

このように集団化されたA地域の牧畜業は、下記の様相を呈していた。

その一、集団化によって家畜の所有形態、請負側の組織化形態、労働報酬の分与のあり方、集団に入る公益金による再生産の拡大、生活困難な家族への補助などへの使用、というような変容が見られた。

その二、「三包」という請負生産方式が、集団化時代におけるソルコ製の複製品ということはいうまでもない。すなわち、「三包一奨」を実施する対象は、依然として牧畜業の末端生産組織である家族や個人であった。

その三、人民公社化という平均主義時代においても、牧畜的家畜がもつ本質によって、牧畜民がそれらの自留畜を再生産することによって、貧富の差は依然として続いていた。また、所有形態にも私有的と公有的という二重の様相が見て取れる。

その四、1948年以來の「三不・兩利」政策から、人民公社化時代の「自留畜」や「三包一奨」政策は、あくまでも「家畜」という生産対象や牧畜業の独特な生産方式及び所有関係の現実に照らして採択された極めて効果的な政策であった。このため、同時代に中国内地で起こっていた三年に渡る飢饉の期間において、内モンゴルは内地に援助の手を差し伸べたのみならず、A地域を含むシリントグををはじめとする牧畜業地域では、内地の3,000人あまりの孤児を扶養したこともあった[注12]。

#### 4. 1960年代後半からの生産関係の再区分

1968年7月25日から8月8日まで、シリントグ盟のアバガ旗で「牧区階級区分現場会議」が開催され、1948年以來の「三不・兩利政策」が批判され、『牧区で階級成分を区分し整理することに関するいくつかの政策規程(草案)』が公布されるに至った。

この『規程(草案)』の中には、「牧区では、二つの階級、六つの階層が存在している。すなわち、牧主・富牧・上中牧・下中牧・中牧・貧牧である。その中の牧主、富牧、封建上層部及び宗教上層者の公民権を剥ぎ取り、(人民)公社社員の資格を取り消す」と明記されている。この規定に従って、1968年冬から、内モンゴルの牧畜業地域で初めていわゆる階級区分運動が開始された。

A地域では、牧畜民の自留畜が生産大隊に回収され、「三包一奨」などの牧畜業の生産責任制、すなわち家族単位で行われていた生産活動が禁止され、労働報酬の基準も集団でそれを審議するように変わった。それと同時に、階級区分運動も開始された。

当時、A地域における階級身分を決定する最も重要な根拠は下記のものであった。

- i) 1947年以前（内モンゴル自治政府を成立時期）の出身。
- ii) 1968年冬の階級区分開始時点までの「自留畜」の数。
- iii) 「自留畜」の再入社。

A地域では、それまで誰の家族にどのくらいの自留畜があるのかについては、登録させられたことがなかった。そのうえ分散的に居住する牧畜民のほとんどは生産活動に専念していたため、他の家族がどのくらいの家畜を保有しているのか、通常聞くことはなかった。しかし、階級区分の必要から家畜数を点検しなければならなくなり、この時点で1948年のような不安が再び惹起され、誰も点検を行いたがらなかった。そこで、上部部門の互いを摘発させよという指示のもとに階級区分作業が開始された。

ある生産大隊における階級区分作業では、下記のような例が見られた。

---

皆を集めて摘発会議を開いた。だが、皆黙って誰も発言したくないようであった。そこで、普段あちこちブラブラしてあまり働かず、遊んでばかりいた者が発言した。彼は普段働いていなかったため批判されたことがあった。彼はそのブラブラと歩き回っているうちに知った各家族の自留畜の情報を、復讐の気持ちを込めてどんどん漏らした。そのため、その後の摘発作業の基礎情報として利用されたという。

---

上記の i と ii を基準にし、A地域の出身階級は下記のように区分させられた。

「牧主」とは、1947年時点から大量の自留畜を有し、自らは働かずソルコ制をとっているか個人労働者を雇用していた者を指す。A地域には三人の牧主がいたという。

「富牧」とは、自ら働くが、ソルコ制を取っているか個人労働者を雇用しており、搾取による収入が、全体収入の50%を占めるものを指す。1948年時点の裕福な者であって、当時の牧改に対して抵抗意識を持っており、人民公社化前にさらに裕福になった者が新しい「富牧」に分類される。A地域では、11人とその家族を「富牧」に区分した。

「上中牧」とは、1947-1948年時点の富裕者ではあったが、政府の政策を支持した者を指した。A地域では、24人とその家族がこれに分類され、残りはそれぞれ下中牧・中牧・貧牧とされた。

1968年冬季以降、A地域は、内モンゴル自治政府の崩壊に伴う内モンゴル人民革命党事件などに巻き込まれ、牧畜業の生産は停止状態に陥り、家畜数は急激に減少していった。

1971年『現在の農村牧区における若干の政策問題に関する規定』が公布され、A地域牧畜民はこの規定によって入社した自留畜を取り戻すことができた。それと同時に「三包一奨」制度が「定工定産一奨」という形で回復された。すなわち、「定工」とは「包工」のことで、家畜請負制度の定着化を指し、「定産」は「包産」の定着化、「一奨」はそのまま従来の奨励制度の継承を意味するものであった。

こうして1950年代後半から1970年代まで、A地域の牧畜業は時代の流れに伴い、その生産組織が集団化されたり、イデオロギーの影響によってその社会的生産関係が再分化されたり、

さらには主な生産資源である家畜の所有形態においても変容が起こったにも拘わらず、家畜を群れにし、小規模の生産組織に請け負わせるというソルコ制の生産方式の代替物は登場しなかった。それらはソルコ製の複製品として用いられたに過ぎなかったのである。

### 三. 1980年代から現在までのソルコ制の変容とそのあり方

#### 1. 1980年代以降における家畜・牧草地の請負

1982年、人民公社体制が解体されるにつれて、A地域は「Aソム」という名称に戻り、その管轄範囲や四つの生産大隊の区画こそ変更されなかったが、生産大隊の名称は、それぞれに地名をつけて「××ガチャ(村)」に変わった。その後1984年より、A地域は「家畜は私有、牧場は公有」という家畜の請負政策に基づいて、「新しいソルコ制」と呼ばれる家畜と牧場の請負作業を押し進めた。

家畜の請負は、「作価帰戸、分期償還」という形で行われた。すなわち、1958年の「入社」時点の作業と逆で、人民公社の財産である家畜の価格を決算し、各家族がそれを請け負った。[羊(一頭)20-30元;ヤギ(一頭)18-25元;牛(一頭)150-300元;馬(一匹)180-350元;ラクダ(一頭)160-600元]家畜の請負費用は、15年分割払いという方式で支払われた。各家族の人数によって分けられた家畜の種類は一律ではなかったが、羊・牛・馬を確保するという方針が貫かれた。そして、当時の四つのガチャの総人口1,057人に一人あたり1.5 k m<sup>2</sup>の牧場が分与された。

1985年6月に公布された『草原法』[注13]に基づき、1987年には、A地域の家族単位に区画されていた牧場面積及び全体水力資源の使用や所有の再調整が必要となり、牧場を再整理再分割する作業が行われ、家族牧場(ゲル・ボリン(家庭)・マルジーリンダルバイ(牧場)gerbuli-yin maljil-untalabai)における牧場の一人当たりの使用面積は30年不変と政策的に確立され、現在までに至っている[表1参照]。

表1：四つのガチャの構成

| ガチャ名                | 地理位置 | 総面積                   | 人口(人)<br>世帯数    | 一人当たりの<br>牧場使用面積        | 備考                 |
|---------------------|------|-----------------------|-----------------|-------------------------|--------------------|
| A ガチャ：バイインボリゲ(豊かな泉) | 北部   | 334 k m <sup>2</sup>  | 258人<br>56世帯    | 201,000m <sup>2</sup>   | 1958-82年<br>第一生産大隊 |
| B ガチャ：バイインゴル(豊かな川)  | 東部   | 540 k m <sup>2</sup>  | 282人<br>68世帯    | 241,500m <sup>2</sup>   | 1958-82年<br>第二生産大隊 |
| C ガチャスルグロン(聡明才知)    | 南部   | 554 k m <sup>2</sup>  | 295人<br>72世帯    | 291,000m <sup>2</sup>   | 1958-82年<br>第三生産大隊 |
| D ガチャバイインダラ(豊かな野原)  | 西部   | 672 k m <sup>2</sup>  | 290人<br>71世帯    | 367,000m <sup>2</sup>   | 1958-82年<br>第四生産大隊 |
| 合計                  |      | 2100 k m <sup>2</sup> | 1,125人<br>267世帯 | 1,100,500m <sup>2</sup> |                    |

A地域の総面積2,107 k m<sup>2</sup>のなかで、四つのガチャは2,100 k m<sup>2</sup>を占めている。またそれぞれのガチャには公有牧草地が区画され、残りはA地域の共有部として政府によって管理されてい

る。今後の人口面の問題を調節したり、牧草地を改善したりするための手段として、この公有地は30年不変という政策には含まれていない。

2002年6月、A地域はAソムから「鎮」という古くから中国内地に伝わってきた町的区画に改編され、「A鎮」と呼ばれるようになり、現在までに至っている[注14]。また、A地域は鎮に変わったが、町のように集住することではなく、その下位単位のガチャにおいても、農耕地域の村のような集住村落はない。表1に示されているように、2,100km<sup>2</sup>に渡って散在しているのは1,125人しかいない。その生産対象も[表2]に示されているように家畜しかない。そのような生産対象を営営するために、彼らの住居も極めて分散的であり、各家族牧場の中に建てられた定着家屋の間は、平均約3-5kmも離れている。

表2：A地域における牧畜民のマーラの構成と所有

| ガチャ名 (人口)    | 家畜総数 (頭) | アトゥ (馬) | ホニ (羊) | ウホロ (牛) | ヤマ (ヤギ) | トモ (ラクダ) | 一人当たり所有頭数 |
|--------------|----------|---------|--------|---------|---------|----------|-----------|
| A ガチャ (258人) | 25,638   | 256     | 15,450 | 303     | 9,636   | 26       | 約99.4頭    |
| B ガチャ (282人) | 26,799   | 270     | 15,890 | 420     | 10,191  | 23       | 約95頭      |
| C ガチャ (295人) | 25,009   | 267     | 14,504 | 411     | 9,783   | 34       | 約85頭      |
| D ガチャ (290人) | 22,391   | 240     | 14,505 | 328     | 7,328   | 32       | 約77頭      |
| 合計 (1,125人)  | 79,837   | 1,133   | 50,349 | 1,462   | 29,610  | 115      | 約71頭      |

このような分散、小規模の居住様式は、下記の要因によって生成してきたものである。

i) 家畜を群れ(ソルコ)にすることによって、初めてその自然環境に対応することが可能となり、それによって家畜の管理も可能となるため。すなわち、家畜を大規模に集中放牧することは、牧場の面積及び家畜の管理の面から見て不可能なことであった。

ii) 群れに分けられた家畜を効果的に管理するためには、それを管理する単位も細分化するしかなく、その細分化された単位を家族という形にとる限り、その居住も当然分散形態にするほかない。すなわち集団居住という形態はとれない。

1960年代に都市部からやってきた知識青年の居住様式は代表的な例である。彼らは「挿隊不挿包」という居住様式をとっていた。つまり、彼らは各生産隊の枠に組み込まれた(挿隊)が、「包」と呼ばれるゲル、すなわち牧畜民の家庭には住み込めない(不挿包)ということである。彼らは各生産小隊において、二人か三人で一つのゲルに住むという小規模の共同生活をしてきた。農耕地域で働いた知識青年のような集中居住(集体宿舎)はしなかった。これは、知識青年に分割した家畜群に対して、十分な放牧する空間を提供するために採用された手段であった。そして、彼らもその放牧という生産活動から「自留畜」を得て、それを生活資源として利用していた。

1994年10月までの調査(254世帯)と2004年9月までの調査[表1参照](267世帯)という十年間に渡った追跡調査の結果から、A地域の牧畜民の人口は1,000人前後に留まっている状況にあり、それらの住居も、平均約10k㎡ごとに1家族(世帯)というかなり孤立した分布状態が基本的には変わってなかったことが分かる。幾つかの家族が一つ場所に集中し、集落を形成するという様は見かけない。すなわち、267の家族(世帯)から267個の居住単位を形成しており、二つ以上の家族で一つの居住地を形成しているケースはない。しかも家族構成においても小規模的な様相が圧倒的に多い[注15]。

## 2. 1980年代以来の新しいソルコの様相

以上のことから、A地域の牧畜民の家族は、一つの血縁単位及び一つの居住(dwelling)単位であると同時に、独自の生産上の末端単位でもあるという性格を持っており、物理的に草原に散在し、孤立的生産活動を行わなければならないといえる。このような小規模的生産組織(家族)によって個別に行っている畜業生産における生産力の問題、つまり人手不足の問題を解決するために採用される最も効果的な方法は、依然として「ソルコ」である。ここではある家族のソルコ制について、追跡調査によって得た資料を下記に提示しておく。

### (1) B家族のソルコ制

B家族は夫婦と息子二人、娘一人からなる五人家族である。一家全員の家畜は羊300頭、ヤギ130頭、牛30頭(そのうち仔牛10頭)、馬10頭である。子供らは皆シリンホト市にある小学校や中学校に通う。夫の体が弱く、放牧することができなくなったが、妻はかなりの働き手である。だが、一家全員の家畜の世話はしきれないため、漢民族出身のZ氏を雇用し、羊の放牧を委託していた。Z氏は内蒙古西部の農耕地域の出身で、A地域までにやってきたのは、田舎にいる婚約者に求められた大金(婚資)を稼ぐためとのことであった。

労働報酬としてZ氏には月80元を支払い、住居と食事は無料とした。食事はB家の妻が作り、Z氏に家族全員と同様の食事を提供した。また、Z氏には一つのゲルを提供し、彼専用の住居とした。それ以外に、春に一頭の羊が二頭の仔(双仔)を生んだ時には、Z氏がそのうちの一頭をもらえたという。Z氏は、「放牧生活は環境がとても厳しいが、お金も家畜も貰える」ということで、1990年から1992年までの三年間、ずっとB家で羊の放牧をした。その後シリンホト市に行って建築現場で働くことになったが、彼の所有する羊はそのままB家族の羊の群れと共に放牧されていた。

その後、このZ氏の代わりは、内蒙古東部農耕地域からモンゴル族出身のD氏が務めた。D氏は「農閑期で来年の春まで仕事がなく、そのためにここに来た。町や都市に住むと環境になじめない。家畜を管理することは割合単純で、金を貰える上、食・住には一切金を払わなくても済むし、うまくいけば、家畜までも貰える」という理由でB家にやって来た。

1998年の夏、B家の夏営地を訪問した際、もう一組の夫婦がB家と一緒に暮らしていた。その夫婦には子供がなく、同じA地域の人間であるが、違うガチャの人間であった。その夫はアルコール中毒者で、酒を買うためにすべての家畜を相次いで売ってしまったため、その夫婦に

は生活の糧がなくなった。A地域の政府は生活の裕福なB家に、この夫婦の面倒をみることを依頼した。そこで、この夫婦はB家に住み込み、B家の扶養対象となった。当時、この夫婦はB家の家畜の管理や家事などを手伝っていたが、その報酬として、その時点では食事と住居を無料提供してもらっていた。

B家の娘はシリントホ市蒙古中学に通う二年生で、夏休みの帰省中、母の家事をよく手伝った。彼女は冗談半分で私に、「叔母さん、私たちは現在牧主になったのよ。かつての牧主みたいよ。彼らはすごく怠け者だよ。何も持っていないくて、わが家は彼らを養うことになったの。私のご飯作るときは、あの女はそばに座っているだけで何も手伝ってくれないの、身を寄せるしか何もできないよ」と告げた。

ちょうどB家に滞在していたとき、A地域の責任者がその夫婦の様子を確かめるためにB家にやってきた。彼は、「これは我々の貧困層を援助するための対策だ。家畜を失った人間を富裕な家庭に住み込ませ、富裕な家族の力で彼等を養うしかない」と説明した。「これはもしかしたら、かつてのノイン・ボール・アイマクに似ているのではないか」という私の疑問に、彼は「多分一緒だが、現在では階級はないよ、皆同じ」と答えた。そして、この夫婦のこれからの自立について、どのような方策を取るのかと尋ねると、「彼らにB家の家畜管理方法を勉強させ、うまくできるようになれば、政府が費用を出してB家から家畜を買い、彼らに飼育させる。その後で政府の費用を返済すればよい」と説明した。

2004年夏のB夫婦の説明では、当時B家に扶養されていたその夫婦は、その後B家から十数頭の家畜、一頭の牛を貰い、その後、A地域に隣接するアバガ旗に所属する地域の親戚へと身を寄せに行ったという。

B夫婦には2004年から2006年の間に青海省ダル寺に滞在する予定があり、その間家畜の群れを、前述のD氏に任せることにした。D氏は故郷で嫁を娶ってから夫婦ともにB家の牧場で暮らしてきて、B夫婦が留守にする期間、彼らはB家の家屋などを利用できる。D夫婦は、A地域における家族牧場の区画は30年不変という政策のもとで、A地域において戸籍登録することはできず、牧場を分与することもできないが、10年以上も放牧してきて、彼らの家畜もすでにB家の家畜群と一緒に放牧しているため、B夫婦は自らの家畜群をD氏に任せることに不安はないといった。

---

また、かつてのように季節に応じた生産サイクルのなかで人手が必要になった場合、家族間・個人間の互助的な生産活動、及び家族牧場が輪番で利用される、といった生産方式も伝統的に用いられている。それらは下記の様相を呈している。

## (2) ホト・アイル——季節による臨時的互助生産組織

夏になると、幾つかの家族がホト・アイルという臨時の互助生産組織を形成し、夏の放牧生産を行う。調査によれば、あるガチャでは、毎年夏、平均して18から23までの世帯数を固定しないホト・アイルを形成したことがあるが、一つのホト・アイルは通常せいぜい二世帯か三世帯で形成されるものである。そこでは、家畜の群れを合併して放牧する。ただし、毎年形成されるホト・アイルは、必ずしも昨年と同じ牧草地で夏の放牧営地を設けるとは限らない。

例を挙げれば、1990年夏に筆者が兄弟関係をもつ二つの家族と彼らの叔母の家族から形成されるホト・アイルに滞在したが、翌年再びこのホト・アイルを尋ねると、牧草地の草がよくないため、その牧草地で夏営地を設けていたのは一家族だけであった。そこはこの家族の牧場に区画されている牧草地であった。

その後の数年間、1990年夏のホト・アイルを構成していたその三家族は、一度も1990年のように再結成しなかった。それは、その三家族が他の家族との間で牧場を頻繁に交替利用したり、他の牧場で夏営地を設けたりしたからであった。例えば、その年に家族Aの牧場内の草が良くない場合には、周りに住む家族Bや家族Cと相談し合い、彼らの牧場のどちらかを使わせてもらい、その代わりに、翌年にその家族Bや家族Cの牧場の草が良くない場合には、家族Aの牧場を使わせてあげるといったケースや、どちらの家族の牧場に夏営地を設けていても、群れを一緒に放牧するという互酬互助的な方式が一般的である。

## まとめ

### 1. 内モンゴル牧畜業におけるソルコ制の生成要因について

1940年半ば頃から現在まで、A地域では、時代の流れに伴い、家畜の所有形態や牧草地の所有形態、及びその生産組織において幾多の変容が起こったが、家畜を群れにし、家族や個人に請け負わせる、というソルコ制に基づいた生産方式は、基本的に変わっていなかったといえる。その変容の経緯は下記の様相を呈していた。

1940-1950年代：数多く家畜を所有する上層部は、それらの家畜を群れにし、下層部に分割して請け負わせた。その中には、群れを牧畜民の家族に委託する或いは個人牧畜民を雇うという方式があった。そして、一般牧畜民の間でも、家畜の繁殖などによって同様の方式が取られていた。

1960-1970年代：家畜は、かつての上層部や富裕層の代わりに、「人民公社」が所有した。牧畜民も各レベルの集団制組織に組織されたが、「人民公社」という集団の共有財産であった家畜は、最終的に群れにして家族や個人に請け負わせるという方式を取り、集団体制による大規模的な放牧方式を取ったケースはなかった。

1980年代以来現在まで、A地域の牧畜民は依然として、ソルコ制をその主な生産方式としている。

このように、一貫して維持されてきた牧畜業的生産方式は、牧畜業を構成する三つの要素によっている。特に人間と家畜の関係、すなわち、大きな集団では家畜が必要とする広い牧草地での放牧には適応できず、小さい集団では家族以外を頼れない、という関係から生成したのである。しがしながら、広い牧草地での放牧は、人間と家畜間のバランスを必要とする。人間の生産能力が家畜の必要に対応しきれない場合には、生産上の協力関係を求めるしかなくなり、ソルコ制が採用される。これは、これまでA地域のような牧畜業地域にソルコ制が維持されてきた最も重要な要因であると考えられる。

### 2. 社会的協力システムとしてのソルコ制

第一の内容と関連して、内モンゴル牧畜業地域にとっては、ソルコ制は単に代表的な生産方

式であるだけでなく、代表的な社会的関係或いは生産関係でもあり、牧畜業社会における全ての社会的生産関係はソルコ制に集約されていたといってもよい。このため、ソルコ制が持つ搾取と被搾取的关系を改革するためには、ソルコ制を改革しなければならなかった。これも、A地域をはじめとする内モンゴル地域では「新しいソルコ」と呼ばれたものが幾度も登場してきた決定的な要因である。その経緯を再度提示してみよう。

1940-1950年代、当時の牧主や裕福な畜主と、それらの「ソルコ」を請け負った側の関係は、報酬を通じて構成されたものであった。すなわち、一般牧畜民は牧場を所有しておらず、ソルコを請け負うことによってしか家畜などの報酬を得られなかった。そのため、階級論に基づいてそれらの関係を改革する際に、最も重視すべきことは、農耕地域のような「土地分割」となるはずであったが、ソルコ制関係をもつ搾取側と被搾取側の関係は「三不・両利」という政策に基づき、新しいソルコという形で報酬面の改善だけで済まされた。

1960-1970年代、牧畜民は、彼らと人民公社との間に形成されたソルコ制的な関係によって、人民公社から報酬を得ることができた。それと同時に各自の「自留畜」による自らの生活の保証も可能となり、そればかりか自留畜の繁殖の結果、ソルコ制をとったケースも出現した。それらの改革のため、1968年末のような階級区分や、自留畜の没収といった改革が登場するに至った。

1980年代以来現在まで、家畜と牧場の請負に関する改革は、再び「新しいソルコ」と呼ばれてきている。その中には、請け負われた家畜をまた他者に任せるという1940年代や50年代の時点と似たような様相も見られる。

従って、これまでA地域を始めとする内モンゴルにおける牧畜業地域は、その生産関係(階級的的要因と経済的要因を問わず)のいずれもこのソルコ制によって形成されてきたと言え、これまでの改革はいずれもこのソルコ制をめぐって行われたとも言える。その要因としては以下のようなものが考えられる。

上記の第一の内容と関連して、これまで内モンゴルの牧畜業社会における、小規模単位による放牧の方式は、A地域のような内モンゴル牧畜地域の生産方式の表象としてすでに既成化されている。しがしながら、その小規模の生産方式は孤立的に維持されてきたわけではなく、それを支えてきたのはソルコ制という協力的生産システムであったと考えられる。

つまり、牧畜民にとっては家畜がなければ放牧活動は成り立たず、当然生計の糧もない。家畜を所有するためには、家族内部の相続システムによって取得することもできるが、家畜がない場合、或いは保全しきれず減少したなどといった場合、ソルコによって生活の道を求めるしかない。その結果、ソルコ関係を結ぶ双方に、協力的、互助的な結果、すなわち人手不足の解決と生計上の問題の解決がもたらされる。

また、自然への依存度が高く、しかも小規模でしか経営できない牧畜業では、自らの力だけで家畜を保全することが極めて困難である。そこで、その解決策としてソルコを他人に任せる方法を取る。このためA地域では、長期的な、或いは季節による臨時的協力関係であるソルコ制が採用されていた。すなわち、小規模の生産方式が表象とされてきたのは、ソルコ制という協力的生産システムが存在していたからに他ならない。

## 結語

社会的協力システムとは、複数の要素が有機的に関係しあい、全体としてまとまった機能を発揮している集団（集合体）や組織及び仕組みである。A地域を始めとする内モンゴル牧畜業地域に維持され、普遍的制度として用いられてきたソルコ制は、まさにこのような社会的協力システムの性質を持ち、その性質は以下に表れている。

i) ソルコ制は社会的協力システムとして、搾取と被搾取的という方式によって展開されてきた。

ii) ただし、ソルコ制は社会的協力システムとして、その財産取得については排他的なものではない。事例のように、ソルコ制によって非血縁関係による擬制的財産（家畜）相続の方式が生成される。

iii) また、ソルコ制は社会的協力システムとして、一種の共生的共同体の性格を持つ。

このような共生的共同体は、従来のみならず、事例のように2000年以降においてもその性質が表れている。身分制的階級の面においては変容が見られるが、食住をともにするその様は共生の象徴である。

どのような生業を営む社会であろうと、或いはどのような発展段階にある社会であろうと、その社会における人々の社会的協力の基本的システムとなる集団は必要である。その集団のなかには血縁的なものもあれば、地縁的なものや業種的、イデオロギー的、さらには興味レベルのものまである。時代の変化につれて、種々の集団は大きな構造的変革に遭遇し、その機能も当然変質する可能性があり得るが、その個人や家族の社会的役割を定め、種々の突発的な問題への対処をし、生活の糧の保証、道徳的サポートなどを提供するという協力的相互依存における重要性は変わり難いと考えられる。これは、産業化時代にある先進国においてさえ、家族や親族、利益集団や非産業化業種集団が崩壊せず、しかもその重要さも変わらないということの要因の一つであろう。

A地域のソルコ制も、内モンゴル牧畜業社会における社会的協力システムとして、家畜・人間・自然の三者間関係から生み出された「牧畜業」という生業とその生産方式が崩壊しないかぎり、これまで通りに、その牧畜業における個人や家族の社会的役割（種々の関係）を定め、種々の突発的な問題（たとえば、苛酷な自然環境や自然に依存する放牧上の問題など）への対処、生活の糧（家畜）の保証、道徳的（例えば互助関係を結成するに当たっての諸関係の処理など）サポートなどを提供するシステムとして、存続していかだろろうと考えられる。

すなわち、内モンゴルにおける牧畜業が崩壊せずに存続して行く限りでは、それこそが、内モンゴルの牧畜業地域の過去と現在（そして将来？）を結びつけている「絆」となる。この種の「絆」がもつ意味合いは単に伝統文化であるというレベルに止まらず、ひいては人類社会にとってより普遍的な命題ともつながるのではないかと考える。

普遍的な命題とは、社会的協力システムと「文明 (civilization)」と定義される状態との関連性をいう。筆者の課題は、牧畜業社会（遊牧社会）におけるその内部の社会的協力システムに対する実証的な研究を通して、トインビー（1889-1975 Arnold Joseph Toynbee）を始めとする「遊牧文明は停止状態にある文明である」[注 16]という遊牧文明の位置付けに対して、再定義をしていきたい、ということである。

## 謝辞

この論文をまとめるに当たり、日本語を添削して頂きました小嶋祐輔氏に感謝の意を表します。

## 〔注釈〕

1. ホチト部の由来とその変容について。「ホチト-Khochit」はモンゴル語の音訳であり、「昔の人々・古老の人々」という意味である。ホチトは元太祖チンギス・ハンの十五世の孫にあたるバトモンケ-Batumonke が領有する部落の名前で、その部落に与えられた領地もホチトと呼ばれた。古くからその領地はモンゴル高原の中心部、すなわち現在のモンゴル国の南部と内モンゴルのシリングル北部を占める地域であった。

1637年(崇徳二年)、清朝によりシリングル北部の一部をバトモンケの息子ドゥルボルト-Durbolht(図日博羅特)に分与し、その領地に「ホチト左旗」を敷き、ドゥルボルトが旗長として任命された。その後の1651年(順治八年)に、外モンゴル領内にあるドゥルボルトの息子ゲルマセワン-Germasewang(各爾馬色王)と彼が率いた民は「ホチト左旗」領地までやってきた。ゲルマセワンの領有権を保つために、1653年(順治十年)、清朝が「ホチト左旗」の東部を「ホチト右旗」として編成し、彼が旗長として任命された。また、それぞれの内部において、もともとのオトック-Otogh(氏族)を土台として12のソムが編成され、それらのソムは一つの放牧集団であると同時に、一つの軍事組織でもあった。かつてのホチト部はこのような編成のもとに、清代以降の「シリングル五部十旗」(注5参照)の一部となった。

1945年の秋、「ホチト右翼旗」は当時の蒙疆自治政府の勢力下に置かれていた。蒙疆自治政府の崩壊とその後盾であった日本勢力が内モンゴルから退去した際、当時の旗長であったジョゴダルジャラム-Zogedarzalamu が、その後の情勢を恐れ、約300戸の民のうち三分の二以上の部民とそれらが所有する牧畜の群れをつれて、当時の蒙古人民共和国に逃げており、病弱などで移動できなかった90戸あまりの部民がそのままホチト右翼旗の地に残された。

その後、この土地は幾多の改編を経たが、現在のA地域の東部に位置しているBガチャ(村)の領域はかつての「ホチト部・右翼旗」の一部であって、Bガチャで牧畜業を営んでいる牧畜民は、1945年に残された「ホチト右翼旗」の人々の子孫である。現在では、過去の文献上の記載を除き、内モンゴル自治区ではホチトという名称で示されている旗はない。

また、筆者の調査範囲に限り、内モンゴル側の地方誌におけるホチト部(両旗)に関する具体的な記載は1944年までのようである。具体的には、『乾隆大清会典』に記載されている乾隆35年(1790年)のホチト部の人口に関する記述、1912年『中国経済年鑑』の「修正民国元年内務部汇造清宣統年間民政部調査戸口統計表」に載せられている記述、1934年の『察蒙民経済解剖』の中での記述、その後の1938年日本語版の『蒙疆』の記述と1944年の日本語の『蒙疆年鑑』に載せられている記述を取り上げることができる。

それ以来、関連資料の中には、個別事項や人名を除き、ホチト部の全般に関する記載は見られなくなっている。また、『錫林郭勒盟地名誌』によると、現在の西ウチュムチン旗に属しているあるソムには、ホチト王廟というソム政府の所在地の地名がある。その廟はかつてのホチト王廟として1700年に建てられたと記載されているが、1950年代以来、次第に崩壊し、現在寺自体はすでに存在せず、地名だけが残っている。

1940年代以降ホチト部に関する記載が乏しくなることについては、ホチト部の大部分が1945年にモンゴル国側に包摂されたという事情との関連があり、また当時内モンゴルに留まったもう一人のホチト左旗の旗長が、1948年に内モンゴル自治政府の所在地であるウランホトで病死したことも関連していると考えられる。すなわち、上層部によるホチト部に関する記載が不可能となったということである。これもそれ以来ホチト部の境界が次第に曖昧になり、ついにその領有地が幾多の変遷を経た後、その他の旗に分与されることとなった原因であると考えられる。

ただし、筆者は1945年に当時のモンゴル人民共和国に逃げたホチト部の一部の変化とその現状について、調査していないので、本論では本研究の対象地域と関わりのある地域に限り、分かる範囲で提示することしかできない。

アバガ部の由来とその変容について。「アバガ-Abagha」は「叔父」の意味で、モンゴル語の音をとったものである。本来アバガの首領ブホ・ボロゲト-Buhk belygut(布赫・別里古台)は、元太祖チンギス・ハンの異母弟である。モンゴル社会のチンギス・ハンを父親、その兄弟らを叔父と見るというしきたりによって、ブホ・ボロゲトも叔父と見なされ、彼の領有していた部にも叔父という意味合いを持つアバガという名称がつけられた。

アバガ部の元々の領地は、今のモンゴル国ハンガイ-Hangai 山の北部とエヌン-Enun 河、ケルロン-Gelulon 河のあたりであった。1639年(崇徳四年)、ブホ・ボロゲトの第二十代子孫であるドルジ-Dorjy (多璽濟) がその部民を連れて元の領地から離れ、南へ移動した後、ついにシリングル高原北部に定着した。のちにその定着地が清朝により「アバガ右翼旗」として編成され、ドルジが旗長として任命された。

1651年(順治八年)、ドルジの孫であるドスゲル-Dusghr (都思葛璽) がハルハ(外モンゴル国)からアバガ右旗の領有地まで移動し、清朝によってドルジの領有地の東部がドスゲルに分与され、「アバガ左翼旗」として編成され、ドスゲルが旗長として任命された。こうして、両旗ともに「シリングル五部十旗」(注5参照)を構成する一部となり、それぞれの旗において、もともとのオトックを土台として、それぞれ11のソムが編成され、両旗は全部で22のソムを統括していた。それらすべてのソムは、一つの放牧集団であると同時に、一つの軍事組織でもあった。

1948年、現在のA地域の中・西・北部が「アバガ左翼旗」の区画として「中部連合旗」と統合され、「中部連合旗」の政府はかつてのアバガ左旗の「アユルハイ・ソム」のソム政府の所在地に設けられた。1952年より、「中部連合旗」はその西部に設けられている「西部連合旗」と合併し、「西部連合旗」と改称していた。1956年、「西部連合旗」が解散され、その代わりにかつてのアバガ部・両旗の領域とその民を基に、「アバガ旗」が回復され、中国内地における県レベルの行政権限を与えられ、シリングル盟の一区画とされたが、かつての部の性質はすでに無くなっていた。1958年、「アユルハイ・ソム」が「A人民公社」に改編され、1963年よりX市の行政区画下に置かれていた。現在のA地域のA、C、Dの三ガチャ(村)に属する牧畜民はかつてのアバガ部の部民の子孫である。

2. 梅棹忠夫：『狩猟と遊牧の世界』講談社 1976年参照
3. 福井勝義・谷泰編著：『牧畜文化の原像 生態・社会・歴史』参照、日本放送出版協会 1987年
4. 齊伯益主編：『シリングル盟畜牧誌』第二編第六章「牧畜業経営管理」内蒙古人民出版社 2002年
5. シリングル五部十旗の由来と牧草地の利用について。モンゴル社会では、一般的にモンゴル高原の中部、すなわち現在のシリングル高原に定着してきた五部の中でウチュムチン部・ホチト部・スUNIT部はチンギス・ハンの黄金家族の直系部落と認識されている。17世紀になると、清朝は五部を十の旗に分け、その上層部の集結活動に基づき、五部十旗の連合機構である「シリングル・アイマク(盟)」を設けた。

[シリングル盟五部十旗の由来と清朝による旗わけ]

| 部名とその由来  | 旗分け年代                            |
|--|----------------------------------|
| ウチュムチン-ujumuqin (烏珠穆沁) 部<br>元太祖の十六代の子孫ドゥルボルトとその後裔の領地             | 崇徳二年(1637)設右翼旗<br>崇徳二年(1637)設左翼旗 |
| ホチト - khochit (浩齊特) 部<br>元太祖の第十六代の子孫ドゥルボルトの孫とその後裔の領地             | 崇徳二年(1637)設左翼旗<br>順治十年(1653)設右翼旗 |
| スUNIT - suniht (蘇尼特) 部；元太祖の十六代子孫ドゥルボルトの息子クコチトゥ・メルゲンとその後裔の領地      | 崇徳四年(1639)設左翼旗<br>崇徳四年(1639)設右翼旗 |
| アバガabagha (阿巴嘎) 部；元太祖の異母弟ブホ・ボロゲトの第二代子孫ドルジとその後裔の領地                | 崇徳四年(1639)設右翼旗<br>順治八年(1651)設左翼旗 |
| アバハナル(abahanhl阿巴哈納爾)部・現在のシリンホト市<br>元太祖の異母弟ブホ・ボロゲトの第十七代子孫とその後裔の領地 | 康熙四年(1665)左翼旗<br>康熙四年(1665)右翼旗   |

シリングル盟の盟長を務める者は、清朝の「理藩院」によって五部十旗の旗長の中から選ばれ任命され、清朝の直接的な支配下に置かれた。旗長が盟長を担当すれば、その旗の役所が盟の政府機構としての行政機能を果たした。

また、「旗地」を区画し、その旗の放牧活動は旗地内に制限され、その境界を超えて移動することが厳しく戒められた。「シリングル五部十旗」といったような呼び方は1940年代後半まで使われてきた。

『蒙古遊牧記』；『蒙古民族通史』；『錫林郭勒史料』1988年1-2期合刊；『錫林郭勒盟誌』(上)；『清代編政通考』p254 台北蒙蔵委員会編などに拠る)

6. シリングル盟文史編集委員会編「回顧和回憶」p 59-84に拠る。また、B氏（1998年逝去）の説明では、彼の娘夫婦には子どもがなく、娘が50年代、その夫は60年代に亡くなった。1945年以降、彼とその家族らが「蒙疆政権」や当時の日本勢力と関わりがあったことで、モンゴル国に逃げたり、家畜を放棄せざるをえなかったりした。それ以来、A地域を含むかつての領地の変化や家畜の行き先について無関心になった。
7. 筆者の関心は、「ソルコ」制と社会組織（家族）の形成との関連付けにある。家族形成史を調査した際、「ソド・ノイン・ボール・アイマク」の話を記録した。例えば、R氏とN氏の例。R氏（ロブサン、1931年生まれ）はアバガ部南部の出身で、両親が亡くなった後、学僧として「貝子廟」に送り込まれた。その後辺鄙なA地域まで逃げ、ソド夫婦に依存して働いた。その後家族を作り、1970-80年代まで第一生産大隊の隊長を務めた。N氏（ナジト、1933年生まれ）はホチト部の出身であり、彼とその母親や祖母は、1945年秋、蒙古人民共和国に逃げる途中ホチト部に残され、その後ソド夫婦に依存してきた。彼も家族ができ、1960-80年代には第二生産大隊の隊長を務めた。
8. 1940年代、シリングル盟の人口は4,000余りしかなく、1平方キロに0.43人しかいないという分布状況で、上層部が人口を保全する策として、上層部や裕福な牧主が、生活の糧のない個人を扶養するという措置を講じた。「ソド・ノイン・ボール・アイマク」はその措置に応じたものと思われる。
9. 「ボール(bo'ol)」は、言葉としての解釈は「奴隸」であるが、モンゴル社会におけるボールは、一般に定義されている社会階層としての「奴隸」、すなわち、身体上の自由或いは人権が全くなく、財産もない、奴隸主の労働工具、すなわち話しのできる労働工具とされた者とは決して同じではなかった。
- 清時代における「奴隸」については、田山氏（1954:171-172）が、「(イ)：貴族と隷属関係を結んだ場合、かれらは「ボゴル」と自称し、これは所属する者を意味するのみで、実質は奴隸ではなく自由民たる場合がある。(ロ)：本来的に奴隸である。(ハ)全くの物でなく、半人半物と言う方が適当である。(ニ)：漢人や蒙古人には農奴として生産に従事したものがあつた、農奴とボゴルの境界の区別は極めて困難である」と解釈している。
- 清時代以後のモンゴル社会においては、奴隸に対して「実際は俘虜や身を買った貧民や陪嫁の人丁など、荘丁の資格を与えるけれども、終身これを使役し奴隸とみなして然るべきである。これに対し平民の奴隸は家奴と呼ばれるもので、その社会的地位は最も低い」と解釈している〔後掲参考書参照〕。（紙幅の制限からほかの説は取り上げない。）
- A地域の事例からすれば、1940年代まで、「ボール」と呼ばれていた人間には、身分によるものではなく、自由な平民であるが貧窮から身を寄せる者が多かった。また、かつて自分が「ボール」であったことは、たとえそれが一時的であっても、よほどの場合以外は口にしない。このボールとは関連があつたためだろうか、「アイマク」という用語もめつたに用いられない。これについて、1970年代のA地域の隣接地域における関連の記述を引用してみよう。
- 「ハンウラの言葉では、一族や家族のことを通常アイマクという。普通はそのアイマクの男性祖先の名をもって家族の名称とする。たとえば、アロの一族ならばアロ=アイマクと呼ぶ。しかし、実生活の場面では、この称号を用いることは少ない。ある人の面前で、誰某アイマクと呼びかけるのは、いささか礼を失するという感じがある。ハンウラの人びとは、よそよそしい態度とならないように、なるべくこの称号を使わないように気をつけるのである。
- しかし、そうした表向きへの対応、処世の柔軟さとは別に、アイマクそのものの区別はとてはっきりと認識されている。モンゴル遊牧社会では、親族による生産互助が不可欠である。というのは、遊牧生産上の末端たるゲルは草原に散在し、物理的な意味で孤立しているため、それぞれの能力におのずと限界があり、それゆえに人々は親族関係を大変重視して、これに頼り合おうとするのである。
- ただひとりて広い草原に家畜群を放牧していくとき、彼ら牧民は親戚を頼って衣食を補ったり、息ぬきをしたり、また何か危険があれば救い求めたりする。たとえば見失った馬の群れを探しにいくような場合、牧民は自分のゲルから遙か遠くに離れていくことになるが、そのときもまず方向を定める。そして、決して自分の知っている親戚の放牧地から限りなく離れていってしまうことはない。
- 時として、アイマクは生産大隊よりも強固な遊牧生産組織上の組織となる。実際、ハンウラ生産大隊の中にはいくつかの生産小隊が形成されているのだが、それは大体、いくつかのアイマクの集団を行政化したものである。私の「兄」アラホアの家族とその姻戚を中心とする五つのゲルは、行政的には第三小隊を形成していた。」（張：1986；p 36 - 37）
10. 『烏蘭夫論民族工作』「在内蒙古幹部会議上の総結報告提綱（1948年7月30日）」p 63-90；「烏蘭夫同志的部分報告、講話材料汇编（一）p 110 - 117；中共中央華北局工作會議秘書処編刷 1966年7月8日に拠る。

11. 張承志著；梅村坦編訳『モンゴル大草原遊牧誌～内蒙古自治区で暮らした四年～』朝日選書 1986年
12. 1959年、当時内モンゴル自治区の主席であり、國務院副総理であった烏蘭夫（ウランフ）（1906-1968）が、北京での会議上、国家政府の安徽省、江蘇省や浙江省や上海市など華中地域の孤児救済の要請に対して、「これらの孤児について、一つの方法は我々（内モンゴルを言う）が彼らに粉ミルクを送るということ、もう一つの方法は、これらの子供を内モンゴルに送ることである。私はこれらの子供を牧民に扶養させることが一番良い方法だと思う。牧民は子供が大好きなので、どんな人間の子供も好きになれる。牧民に扶養させれば、これらの子供の行き先も定まり、牧民の子供の少ないという問題も解決できる、双方を満足させることになるといえる」と述べた。この提案が周恩来に採択された後、翌年3,000人余りの「内地孤児」が内モンゴル牧畜地域に送り込まれた[後掲『烏蘭夫年譜』p429-433に拠る]。  
1960-63年まで、内モンゴル牧畜地域に送られた3,000人あまり（上海1,800人あまり、その他1,200人あまり）の孤児は、町で保育されたり、直接牧畜地域に送られたり、一人の死者も出なかった[後掲『烏蘭夫与三千孤児』に拠る]。A地域では、当時何名もの上海孤児が送られ、その内の一人の女の子はA地域で家族を作り、現在までA地域で暮らしている。その他も近隣地域で生活しているという。  
当時中国内地の大飢饉に対し、内モンゴルの経済水準が高かったということは、「三不・兩利政策」を実施した結果であった。「三不・兩利政策」が伝統的な「ソルコ制＝請負制」を維持したと筆者が結論付けたことは、遊牧文明や牧畜業が停滞状態の文明にほかならないという説に根拠を与えたかもしれないが、一方でその結果と対照的となったのは、大躍進の結果であっただろうことを指摘したい。それは決してこの孤児扶養のケースレベルに留まらない課題であると思われる。（紙幅の制限から深く立ち入ることとはしない。）
13. 1985年6月、第六回全人民代表常務委員会で採択された『草原法』（草案）では、「草原は国家所有に属し、すなわち全民所有である。法律に基づき、集団所有する草原と規定された以外の草原、つまり全民所有の草原は、集団に固定的、長期的に使用させることができる。全民所有する草原や集団所有する草原、および集団が長期的かつ固定的に使用している草原は、集団や個人によって請け負われ牧畜業を営むのが可能である」と規定されている。これによって、牧場を家族単位で使用できるが、牧場境界の画定や牧場を使用する費用などについては、政府の規定に従わなければならないこととなった。
14. 拙論『「ソム」と「鎮」の間～内モンゴル牧畜業地域における新しい文化の生成～』では、特にA地域がソムから鎮に改編されるまでのプロセス、およびその裏付けについて論じている。後載参考書参照。
15. ここでいう小規模の家族形態とは、[独立核家族-nuclear family]（夫婦と子供という基本家族）および夫婦と一人の子とその配偶者や一人の孫から成る「直系家族-stem family」をいう。1994年までの総世帯数の254戸より13戸増えたが、6人以上から一世帯を形成するケースは依然として稀であった。1994年時点のデータに基づいてまとめた拙論は後掲参照書参照。
16. すなわち、トインビーを始めとするオーエン・ラティモア（Owen lattimore1900-89）ほかの歴史学者による、遊牧文明は停滞状態下、静態的不変的な状態下にある、または東洋の歴史は循環的なものに過ぎず、「彼らの真似できる対象は上の世代であり、すでに亡くなった祖先であり、彼ら（祖先）が見えなくなったにも拘わらず、彼らの勢力や特権や地位は生きている世代を通して、かえって強くなった」などのような説が代表的であろう[湯因比Arnold. Joseph. Toynbee；1959；p60]。オーエン・ラティモアは「遊牧文明は自らの内在的な力ではその文明を更新できず、外部の力によるしか変化できず、モンゴル人には高雅的文化はないが、彼らは文化影響の重要な伝播者である」と述べている。[拉鉄摩爾Owen lattimore1：1940；p13-16；p155-156；1962；63-64]。（紙幅の制限からほかの説は取り上げない。）  
筆者は遊牧文明や牧畜文明が変化しにくい反面、ソルコ制のような排他的ではなく、人間同士を結びつける社会的協力的システムこそ、「能力も性格も遊牧民のまま大きく変わるものなかつたモンゴル人が、さまざまな異民族とその特性を巧みに生かし、相互に結びつけて、世界中に未曾有な大帝國を経営できた」[星川；2006；p429]要因、またはこれまで存続してきた要因であろう、と考える。

#### [参考図書]

田山茂著：『清時代における蒙古の社会制度』東京文京書院 昭和29年

- 梅棹忠夫：『狩猟と遊牧の世界』講談社 1976年
- 張承志著；梅村坦編訳『モンゴル大草原遊牧誌～内蒙古自治区で暮らした四年』朝日選書301；1986年
- 福井勝義・谷泰編著：『牧畜文化の原像 生態・社会・歴史』日本放送出版協会 1987年
- 今西錦西著：『遊牧論そのほか』平凡社 1995年
- ジャック・ウェザーフォード著；星川淳監訳・横堀富佐子訳  
『パックス・モンゴリカーチンギス・ハンがつくった新世界―』日本放送協会 2006年
- Jack Weatherford, *GENGHIS KHAN and the Making of the Modern World*; Copyright ©2004 by Jack Weatherford. Japanese translation rights arranged with Crown Publishers, a division of Random House, Inc. through Japan UNI Agency, Inc, Tokyo.
- 高明潔：「内蒙古遊牧地域における妻方居住婚―双系相続社会の一面―」『民族学研究』60巻4号 日本民族学会 1996年
- 『「ソム」と「鎮」の間～内モンゴル牧畜業地域における新しい文化の生成～』『中国21』vol.19  
「特集 内モンゴルはいま―民族区域自治の素顔―」愛知大学現代中国学会編 2004年
- 湯因比(Arnold. Joseph. Tynbee)著：『歴史研究』上海人民出版社 1959年
- 拉鉄摩爾(Owen lattimore)著：『中国的边疆』商務印書館 1940年
- 拉鉄摩爾(Owen lattimore)著：『中国的歴史』商務印書館 1962年
- 中共中央華北局工作會議秘書處編刷：『烏蘭夫同志的部分報告、講談材料汇编(一)』1966年
- 宝音図：「関与牧区両項政策」『錫盟史稿』1982年第2期
- ブドバラ著：「回顧和回憶」『シリンゴル盟文史資料』第一輯(内部発行)シリンゴル盟政治協商委員会委員会文史編集委員会編 1983年
- 王龍耿：「清中期以来錫林郭勒盟蒙古族人口の下降与解放後総人口の成長」『錫林郭勒資料』1988年1-2合期
- 王樹盛・赫玉峰主編：『烏蘭夫年譜』上巻 中共党史資料出版社 1989年
- 内蒙古烏蘭夫研究会編：『烏蘭夫与三千孤児』 中共党史出版社 1997年
- 内蒙古烏蘭夫研究会編：『烏蘭夫論民族工作』 中共党史出版社 1997年
- 郝維民主編：『内蒙古自治区史』 内蒙古大学出版社 1991年
- 敖仁其主編：『草原 牧区 遊牧文明論集』 2000年内蒙古畜牧雜誌社出版 2000年
- 齊伯益主編：『シリンゴル盟畜牧誌』(全六編) 内蒙古人民出版社 2002年
- 黄宗智主編『中国研究的範式問題討論』喜瑪拉雅學術文庫社会科学文献出版社 2003年
- 克利福德・吉爾茲著；王海竜・張家宣訳『地方性知識』[文化人類学經典之作] 中央編訳出版社 2004年
- Clifford Geertz, *Local Knowledge*; Copyright ©1983 by Clifford Geertz Chinese (Simplified Characters) Trade Paperback copyright©1999 by Central Compilation & Translation Press, Published by arrangement with Basic Books, a Subsidiary of Perseus Books L.L.C. through Arts & Licensing International, Inc, USA